

【補助金交付の流れ】

事業者) 補助金の交付申請 (令和4年6月1日(水)～令和5年1月30日(月)まで)

▶提出書類: メールにて送付 (宛先: kankou@city.shimada.lg.jp)

- ①様式第1号「バスツアー誘客促進事業補助金交付申請書」
- ②様式第2号「事業計画書」
- ③行程、初回出発予定日、参加予定人数が確認できる書類 (メールにPDFを添付)
例) 行程表、募集チラシ、募集ページ等

※申請期間中に催行が予定されているツアーは、まとめて申請可能です。

※申請期限は初回出発日の20日前までです。

※緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発令中の際は、補助金申請の受付を停止する場合があります。

島田市) 交付決定の通知

事業者) ツアーの催行 (令和4年6月21日(火)～令和5年2月19日(日))

▶観光施設等利用証明書及び宿泊証明書の取得

施設等を利用した際は、下記証明書の作成を施設側に依頼してください (ツアー毎)。

- ①様式第5号「観光施設等利用証明書」
- ②様式第6号「宿泊証明書」※宿泊有の場合

事業者) 補助金実績報告 (ツアー完了後30日以内又は令和5年2月28日(火)の早い方まで)

▶提出書類: 郵送 (宛先: 〒427-8501 島田市中心街1-1 島田市役所観光課観光政策係)

- ①様式第4号「実績報告書」
- ②様式第2号「事業実績書」
- ③様式第5号「観光施設等利用証明書」
- ④様式第6号「宿泊証明書」※宿泊有の場合
- ⑤飛行機利用有の場合は当該事実を証する書類 (領収書など)
- ⑥行程表 (実績)

※不備のない書類一式が令和5年2月28日までに到着していること。

島田市) 補助金交付確定の通知 (郵送)

事業者) 請求書 (様式第7号) (郵送) **補助金交付確定通知書を受け取った日から10日以内に提出**

※内容に問題がなければ、請求後、3週間程度で支払予定。

【申請内容の変更が生じた場合の流れ】

事業者) 補助金の変更申請

ツアーのキャンセルや申請の中止など、申請金額に変更が生じる場合は、随時変更申請を提出。

※軽微な変更については不要。(詳細はよくある質問参照)

▶提出書類

- ①様式第3号「バスツアー誘客促進事業補助金交付変更承認申請書」
- ②様式第2号「変更事業計画書」

島田市) 変更決定の通知